

令和4年12月2日

令和4年登米市議会定例会 12月定期議会 議案

登米市議会

議員 番

議 案 目 次

議案番号	議 案 名	頁
議案第94号	令和4年度登米市一般会計補正予算（第8号）	別冊
議案第95号	令和4年度登米市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	別冊
議案第96号	令和4年度登米市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	別冊
議案第97号	令和4年度登米市介護保険特別会計補正予算（第4号）	別冊
議案第98号	令和4年度登米市水道事業会計補正予算（第6号）	別冊
議案第99号	令和4年度登米市下水道事業会計補正予算（第4号）	別冊
議案第100号	令和4年度登米市病院事業会計補正予算（第6号）	別冊
議案第101号	令和4年度登米市老人保健施設事業会計補正予算（第3号）	別冊
議案第102号	登米市交通安全指導員条例及び登米市防犯指導員条例を廃止する条例について	5
議案第103号	登米市個人情報保護法施行条例の制定について	6
議案第104号	登米市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について	8
議案第105号	登米市情報公開条例の一部を改正する条例について	10
議案第106号	登米市保健福祉施設条例の一部を改正する条例について	11
議案第107号	登米市病院事業、老人保健施設事業及び訪問看護ステーション事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	13
議案第108号	登米市障害者地域活動支援センター条例の一部を改正する条例について	14
議案第109号	宮城県東部消防通信指令事務協議会の設置について	15
議案第110号	指定管理者の指定について（登米祝祭劇場）	19
議案第111号	指定管理者の指定について（登米市登米公民館）	20
議案第112号	指定管理者の指定について（登米市豊里公民館、豊里多目的研修センター及び平筒沼農村文化自然学習館）	21

議案第 113 号	指定管理者の指定について（登米市米山公民館及び米山農村環境改善センター）	22
議案第 114 号	指定管理者の指定について（登米市中津山公民館）	23
議案第 115 号	指定管理者の指定について（登米市吉田公民館、登米市吉田体育館及び登米市善王寺コミュニティセンター）	24
議案第 116 号	指定管理者の指定について（登米市石越公民館）	25
議案第 117 号	指定管理者の指定について（登米市津山公民館及び津山陶芸館）	26
議案第 118 号	指定管理者の指定について（迫老人福祉センター、登米老人福祉センター、中田老人福祉センター、石越福祉センター及び米山総合保健福祉センター）	27
議案第 119 号	指定管理者の指定について（登米市斎場）	28
議案第 120 号	指定管理者の指定について（米山産地形成促進施設及び米山西野農村公園）	29
議案第 121 号	指定管理者の指定について（豊里地域産物活用施設）	30
議案第 122 号	指定管理者の指定について（津山木工加工研修施設）	31
議案第 123 号	指定管理者の指定について（長沼フートピア公園）	32
議案第 124 号	指定管理者の指定について（高森パークゴルフ場）	33
議案第 125 号	指定管理者の指定について（登米森林公園）	34
議案第 126 号	指定管理者の指定について（とよま観光物産センター、春蘭亭、登米寺池城址公園、登米駒つなぎの広場、歴史資料館及び登米市高倉勝子美術館）	35
議案第 127 号	指定管理者の指定について（東和物産館及び東和活性化施設）	36
議案第 128 号	指定管理者の指定について（もくもくランド）	37
議案第 129 号	指定管理者の指定について（登米市東和総合運動公園）	38
議案第 130 号	指定管理者の指定について（登米市道の駅三滝堂地域活性化施設）	39
議案第 131 号	指定管理者の指定について（登米市長沼ボート場クラブハウス）	40

議案第 102 号

登米市交通安全指導員条例及び登米市防犯指導員条例を廃止する条例について

登米市交通安全指導員条例（平成17年登米市条例第144号）及び登米市防犯指導員条例（平成17年登米市条例第145号）を廃止するものとする。

令和4年12月2日提出

登米市長 熊谷盛廣

登米市交通安全指導員条例及び登米市防犯指導員条例を廃止する条例次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 登米市交通安全指導員条例（平成17年登米市条例第144号）
- (2) 登米市防犯指導員条例（平成17年登米市条例第145号）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
（登米市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 登米市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年登米市条例第48号）の一部を次のように改正する。
別表交通指導員の項及び防犯指導員の項を削る。

議案第 103 号

登米市個人情報保護法施行条例の制定について

登米市個人情報保護法施行条例を次のとおり制定するものとする。

令和 4 年12月 2 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市個人情報保護法施行条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

2 この条例において、「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び消防長をいう。

(開示請求に係る手数料等)

第 3 条 法第89条第 2 項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第 1 項の規定により写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

(運用状況の公表)

第 4 条 市長は、毎年度、各実施機関における個人情報保護制度の運用状況を取りまとめ、これを公表しなければならない。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(旧条例の廃止)

第2条 登米市個人情報保護条例（平成17年登米市条例第18号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る旧条例第9条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

(1) 前条の規定の施行の際現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者（以下「旧実施機関の職員である者」という。）又は前条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者（以下「旧実施機関の職員であった者」という。）のうち、同条の規定の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) 前条の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

2 前条の規定の施行の際現にされている旧条例第14条、第25条又は第29条の規定による保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

3 旧条例第35条の規定は、令和5年度の間、なおその効力を有する。

4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第5号に規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を前条の規定の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 旧実施機関の職員である者又は旧実施機関の職員であった者

(2) 第1項第2号に掲げる者

5 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条第4号に規定する保有個人情報を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第4条 附則第2条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

議案第 104 号

登米市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定 について

登米市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 4 年 12 月 2 日 提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、市長若しくは委員会の委員若しくは委員又は市の職員（同法第 243 条の 2 の 2 第 3 項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。

(損害賠償責任の一部免責)

第 2 条 市長等の市に対する損害を賠償する責任は、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 173 条第 1 項第 1 号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れるものとする。

- (1) 市長 6
- (2) 副市長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 4
- (3) 農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員、消防長又は地方公営企業の管理者 2
- (4) 市の職員（前 2 号に掲げる職員を除く。） 1

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後の市長等の行為に基づく損害賠償責任について適用する。

議案第 105 号

登米市情報公開条例の一部を改正する条例について

登米市情報公開条例（平成17年登米市条例第17号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和4年12月2日提出

登米市長 熊谷盛廣

登米市情報公開条例の一部を改正する条例

登米市情報公開条例（平成17年登米市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第7条、第8条第1項、第9条及び第10条中「非開示情報」を「不開示情報」に改める。

第12条第1項中「起算して14日」を「30日」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

第23条中「毎年」を「毎年度、」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の登米市情報公開条例第7条、第8条第1項、第9条、第10条及び第12条の規定は、この条例の施行の日以後にされた開示請求（登米市情報公開条例第6条第1項に規定する開示請求をいう。以下同じ。）について適用し、同日前にされた開示請求については、なお従前の例による。

議案第 106 号

登米市保健福祉施設条例の一部を改正する条例について

登米市保健福祉施設条例（平成17年登米市条例第106号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和4年12月2日提出

登米市長 熊谷盛廣

登米市保健福祉施設条例の一部を改正する条例

登米市保健福祉施設条例（平成17年登米市条例第106号）の一部を次のように改正する。

別表第1 登米市老人福祉センターの項中

「

津山老人福祉センター	登米市津山町柳津字黄牛田高畑 36 番地 5
東和地域福祉センター	登米市東和町米川字六反 55 番 1

を

」

「

津山老人福祉センター	登米市津山町柳津字黄牛田高畑 36 番地 5
------------	------------------------

に

」

改める。

別表第2 登米市老人福祉センターの項中

「

登米老人福祉センター	教養娯楽室	200 円	100 円	100 円
	集会室	200 円	100 円	100 円
	会議室	200 円	100 円	100 円
	付設作業所	100 円	—	100 円
東和地域福祉センター	談話ロビー	300 円	100 円	100 円
	青少年研修室	200 円	100 円	100 円
	福祉団体研修室	200 円	100 円	100 円
	親子ふれあいの間	400 円	100 円	100 円

を

登米老人福祉センター	教養娯楽室	200 円	100 円	100 円
	集会室	200 円	100 円	100 円
	会議室	200 円	100 円	100 円
	付設作業所	100 円	—	100 円

改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 107 号

登米市病院事業、老人保健施設事業及び訪問看護ステーション事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

登米市病院事業、老人保健施設事業及び訪問看護ステーション事業の設置等に関する条例（平成17年登米市条例第220号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和4年12月2日提出

登米市長 熊谷盛廣

登米市病院事業、老人保健施設事業及び訪問看護ステーション事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

登米市病院事業、老人保健施設事業及び訪問看護ステーション事業の設置等に関する条例（平成17年登米市条例第220号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中

「

登米市訪問看護ステーション	登米市豊里町土手下 67番地1	—	—	—
---------------	--------------------	---	---	---

を

」

「

登米市訪問看護ステーション豊里	登米市豊里町土手下 67番地1	—	—	—
登米市訪問看護ステーション米谷	登米市東和町米谷字 元町200番地	—	—	—

に

」

改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 108 号

登米市障害者地域活動支援センター条例の一部を改正する 条例について

登米市障害者地域活動支援センター条例（平成20年登米市条例第61号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和4年12月2日提出

登米市長 熊谷盛廣

登米市障害者地域活動支援センター条例の一部を改正する条例
登米市障害者地域活動支援センター条例（平成20年登米市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第3条の表南方障害者地域活動支援センターの項を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 109 号

宮城県東部消防通信指令事務協議会の設置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の2第1項の規定により、消防通信指令事務を共同して処理するため、下記規約により、宮城県東部消防通信指令事務協議会を設置することについて、同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年12月2日提出

登米市長 熊谷盛廣

宮城県東部消防通信指令事務協議会規約

（協議会の目的）

第1条 この協議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の2第1項の規定に基づき、複雑多様化する消防需要に広域的に対応し、消防サービスの高度化及び消防力の強化を図るため、消防通信指令に関する事務を共同して管理し、及び執行することを目的とする。

（協議会の名称）

第2条 協議会の名称は、宮城県東部消防通信指令事務協議会（以下「協議会」という。）とする。

（協議会を設ける団体）

第3条 協議会は、石巻地区広域行政事務組合、登米市及び気仙沼・本吉地域広域行政事務組合（以下「関係団体」という。）がこれを設ける。

（協議会の担任する事務）

第4条 協議会は、関係団体の区域における災害通報の受信、出動指令、通信統制及び情報の収集伝達の事務を管理し、及び執行する。

（協議会の事務所）

第5条 協議会の事務所は、宮城県石巻市大橋一丁目1番地1石巻地区広域行政事務組合消防本部内に置く。

（協議会の組織）

第6条 協議会は、会長1人、副会長2人及び委員3人をもってこれを組織する。

（会長）

第7条 会長は、石巻地区広域行政事務組合の消防長の職にある者をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長は、非常勤とする。

(副会長)

第8条 副会長は、登米市及び気仙沼・本吉地域広域行政事務組合の消防長の職にある者をもって充てる。

2 副会長は、会長を補佐する。

3 副会長は、非常勤とする。

(委員)

第9条 委員は、関係団体の消防本部の次長職にある者をもって充てる。

2 委員は、非常勤とする。

(会長の職務代理)

第10条 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長が会長の職務を代理する。

2 前項の規定により、会長の職務を代理する副会長の順序は、会長が定める。

(職員)

第11条 協議会の担任する事務に従事する職員（以下「職員」という。）の定数及び当該定数の関係団体別の配分については、関係団体の消防長が協議により、これを定める。

2 関係団体の消防長は、前項の規定により配分された定数の職員をそれぞれ当該団体の消防職員のうちから選任するものとする。

3 会長は、職員が心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は職員に職務上の義務違反その他職員たるに適しない非行があると認めるときは、その職員を選任した消防長に解任を求めることができる。

(事務処理のための組織)

第12条 会長は、協議会の会議（以下「会議」という。）を経て、協議会の担任する事務を処理するために必要な組織を設けることができる。

(会議)

第13条 会議は、協議会の担任する事務の管理及び執行に関する基本的な事項を決定する。

(会議の招集)

第14条 会議は、会長がこれを招集する。

2 会長は、副会長及び委員の半数以上の者から会議の招集の請求があるときは、これを招集しなければならない。

3 会議開催の場所及び日時は、会議に付議すべき事項とともに、会長があらかじめ副会長及び委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第 15 条 会議は、副会長及び委員の合計人数の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会議で定める。

(事務の管理及び執行)

第 16 条 協議会がその担任する事務を関係団体の長又は消防長の名において管理し、及び執行する場合においては、関係団体の協議により、協議会は、石巻地区広域行政事務組合の当該事務に関する条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）を関係団体の当該事務に関する条例等とみなして、当該事務をその定めるところにより管理し、及び執行するものとする。

2 前項の条例等を制定し、又は改廃しようとする場合においては、あらかじめ石巻地区広域行政事務組合は、登米市及び気仙沼・本吉地域広域行政事務組合に協議しなければならない。

3 第 1 項の条例等が制定され、又は改廃された場合においては、石巻地区広域行政事務組合の長は、その旨を登米市、気仙沼・本吉地域広域行政事務組合の長及び会長に通知しなければならない。

(経費の支弁の方法)

第 17 条 協議会の担任する事務の管理及び執行に要する経費は、関係団体がこれを負担する。

2 前項の規定により関係団体が負担すべき額は、別に定める負担割合によるものとする。

3 登米市及び気仙沼・本吉地域広域行政事務組合は、前項に規定する負担金を石巻地区広域行政事務組合に納付するものとする。

(財産の取得、管理及び処分の方法)

第 18 条 協議会の担任する事務の用に供する財産に関しては、関係団体が協議してそれぞれが取得し、又は処分するものとし、当該財産（関係団体が協議してそれぞれが管理することと定めたものを除く。）の管理は、協議会がこれを行う。

2 協議会は、前項の財産を管理する場合においては、当該管理に関する石巻地区広域行政事務組合の条例等を関係団体の当該管理に関する条例等とみなして、当該管理を、その定めるところにより行うものとする。この場合においては、第 16 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。

(その他の財務に関する事項)

第 19 条 この規約に特別の定めがあるものを除くほか、協議会の財務に関しては、地方自治法に定める普通地方公共団体の財務に関する手続の例による。

(協議会解散の場合の措置)

第 20 条 協議会が解散した場合における協議会の担任する事務の承継については、関係団体の長が協議して定める。

(協議会の規程)

第 21 条 協議会は、この規約に定めるものを除くほか、協議会の担任する事務の管理及び執行その他協議会に関して必要な規程を設けることができる。

附 則

この規約は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 110 号

指定管理者の指定について（登米祝祭劇場）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び登米市登米祝祭劇場条例（平成17年登米市条例第22号）第3条の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年12月2日提出

登米市長 熊谷盛廣

- 1 公の施設の名称
登米祝祭劇場

- 2 指定管理者となる団体の名称等
（所在地） 宮城県登米市迫町佐沼字光ヶ丘30番地
（名称） 公益財団法人登米文化振興財団
（代表者名） 理事長 佐藤 信男

- 3 指定の期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第 111 号

指定管理者の指定について（登米市登米公民館）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び登米市公民館条例（平成17年登米市条例第83号）第14条第1項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年12月2日提出

登米市長 熊谷盛廣

- 1 公の施設の名称
登米市登米公民館

- 2 指定管理者となる団体の名称等
（所在地） 宮城県登米市登米町寺池日子待井391番地
（名称） とよまコミュニティ運営協議会
（代表者名） 会長 佐藤 貞一

- 3 指定の期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第 112 号

指定管理者の指定について（登米市豊里公民館、豊里多目的 研修センター及び平筒沼農村文化自然学習館）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、登米市公民館条例（平成17年登米市条例第83号）第14条第1項、登米市豊里多目的研修センター条例（平成17年登米市条例第156条）第12条第1項及び登米市民俗資料館条例（平成17年登米市条例第95号）第13条第1項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年12月2日提出

登米市長 熊谷盛廣

1 公の施設の名称

登米市豊里公民館
豊里多目的研修センター
平筒沼農村文化自然学習館

2 指定管理者となる団体の名称等

（所在地） 宮城県登米市豊里町小口前80番地
（名称） 豊里コミュニティ推進協議会
（代表者名） 会長 佐々木 信義

3 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第 113 号

指定管理者の指定について（登米市米山公民館及び米山農村環境改善センター）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、登米市公民館条例（平成17年登米市条例第83号）第14条第1項及び登米市農村環境改善センター条例（平成17年登米市条例第148号）第14条第1項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年12月2日提出

登米市長 熊谷盛廣

- 1 公の施設の名称
登米市米山公民館
米山農村環境改善センター
- 2 指定管理者となる団体の名称等
（所在地） 宮城県登米市米山町西野字的場181番地
（名称） 西野コミュニティ運営協議会
（代表者名） 会長 浅野 昭一
- 3 指定の期間
令和5年4月1日から令和7年3月31日まで

議案第 114 号

指定管理者の指定について（登米市中津山公民館）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び登米市公民館条例（平成17年登米市条例第83号）第14条第1項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年12月2日提出

登米市長 熊谷盛廣

1 公の施設の名称

登米市中津山公民館

2 指定管理者となる団体の名称等

（所在地） 宮城県登米市米山町中津山字清水11番地54

（名称） 中津山コミュニティ運営協議会

（代表者名） 会長 久保 泰宏

3 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第 115 号

指定管理者の指定について（登米市吉田公民館、登米市吉田
体育館及び登米市善王寺コミュニティセンター）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、登米市公民館条例（平成17年登米市条例第83号）第14条第1項、登米市体育施設条例（平成18年登米市条例第54号）第15条第1項及び登米市善王寺コミュニティセンター条例（平成17年登米市条例第89号）第13条第1項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年12月2日提出

登米市長 熊谷盛廣

1 公の施設の名称

登米市吉田公民館

登米市吉田体育館

登米市善王寺コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体の名称等

（所在地） 宮城県登米市米山町字桜岡江浪41番地

（名称） 吉田コミュニティ運営協議会

（代表者名） 会長 菅原 直行

3 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第 116 号

指定管理者の指定について（登米市石越公民館）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び登米市公民館条例（平成17年登米市条例第83号）第14条第1項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年12月2日提出

登米市長 熊谷盛廣

- 1 公の施設の名称
登米市石越公民館

- 2 指定管理者となる団体の名称等
（所在地） 宮城県登米市石越町南郷宇矢作122番地2
（名称） 石越コミュニティ運営協議会
（代表者名） 会長 菅原 健一

- 3 指定の期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第 117 号

指定管理者の指定について（登米市津山公民館及び津山陶芸館）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、登米市公民館条例（平成17年登米市条例第83号）第14条第1項及び登米市津山陶芸館条例（平成17年登米市条例第186号）第12条第1項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年12月2日提出

登米市長 熊谷盛廣

1 公の施設の名称

登米市津山公民館
津山陶芸館

2 指定管理者となる団体の名称等

（所在地） 宮城県登米市津山町横山字本町24番地
（名称） 津山地域振興会
（代表者名） 会長 堀田 耕平

3 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第 118 号

指定管理者の指定について（迫老人福祉センター、登米老人福祉センター、中田老人福祉センター、石越福祉センター及び米山総合保健福祉センター）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び登米市保健福祉施設条例（平成17年登米市条例第106号）第3条第1項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年12月2日提出

登米市長 熊谷盛廣

1 公の施設の名称

迫老人福祉センター
登米老人福祉センター
中田老人福祉センター
石越福祉センター
米山総合保健福祉センター

2 指定管理者となる団体の名称等

（所在地） 宮城県登米市迫町北方字大洞45番地3
（名称） 社会福祉法人登米市社会福祉協議会
（代表者名） 会長 千葉 博行

3 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第 119 号

指定管理者の指定について（登米市斎場）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び登米市斎場条例（平成17年登米市条例第131号）第12条第1項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年12月2日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

1 公の施設の名称

登米市斎場

2 指定管理者となる団体の名称等

（所在地） 宮城県登米市迫町佐沼字南駒木袋212番地の3

（名称） 株式会社清建

（代表者名） 代表取締役 小野寺 憲幸

3 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第 120 号

指定管理者の指定について（米山産地形成促進施設及び米山西野農村公園）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、登米市産地形成促進施設条例（平成17年登米市条例第165号）第3条及び登米市公園条例（平成17年登米市条例第188号）第3条第1項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年12月2日提出

登米市長 熊谷盛廣

1 公の施設の名称

米山産地形成促進施設
米山西野農村公園

2 指定管理者となる団体の名称等

（所在地） 宮城県登米市米山町西野字新遠田67番地
（名称） 株式会社Y・Y
（代表者名） 代表取締役 高嶋 長悦

3 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第 121 号

指定管理者の指定について（豊里地域産物活用施設）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び登米市豊里地域産物活用施設条例（平成17年登米市条例第177号）第4条の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年12月2日提出

登米市長 熊谷盛廣

- 1 公の施設の名称
豊里地域産物活用施設

- 2 指定管理者となる団体の名称等
（所在地） 宮城県登米市豊里町上屋浦16番地
（名称） 豊里地域産物活用施設運営組合
（代表者名） 組合長 志賀 元一

- 3 指定の期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第 122 号

指定管理者の指定について（津山木工加工研修施設）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び登米市津山木工加工研修施設条例（平成17年登米市条例第179号）第3条の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年12月2日提出

登米市長 熊谷盛廣

1 公の施設の名称

津山木工加工研修施設

2 指定管理者となる団体の名称等

（所在地） 宮城県登米市津山町横山字細屋26番地の1

（名称） 津山木工芸品事業協同組合

（代表者名） 理事長 佐々木 喜市

3 指定の期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第 123 号

指定管理者の指定について（長沼フットピア公園）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び登米市公園条例（平成17年登米市条例第188号）第3条第1項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年12月2日提出

登米市長 熊谷盛廣

- 1 公の施設の名称
長沼フットピア公園

- 2 指定管理者となる団体の名称等
（所在地） 宮城県登米市迫町北方字天形161番地84
（名称） 長沼ふるさと物産株式会社
（代表者名） 代表取締役 尾形 忠藏

- 3 指定の期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第 124 号

指定管理者の指定について（高森パークゴルフ場）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び登米市公園条例（平成17年登米市条例第188号）第3条第1項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年12月2日提出

登米市長 熊谷盛廣

- 1 公の施設の名称
高森パークゴルフ場

- 2 指定管理者となる団体の名称等
（所在地） 宮城県登米市石越町南郷字高森100番地
（名称） 株式会社いしこし
（代表者名） 代表取締役 猪股 研

- 3 指定の期間
令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

議案第 125 号

指定管理者の指定について（登米森林公園）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び登米市公園条例（平成17年登米市条例第188号）第3条第1項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年12月2日提出

登米市長 熊谷盛廣

- 1 公の施設の名称
登米森林公園

- 2 指定管理者となる団体の名称等
（所在地） 宮城県登米市登米町大字日根牛小池100番地
（名称） 登米町森林組合
（代表者名） 代表理事 佐々木 照雄

- 3 指定の期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第 126 号

指定管理者の指定について（とよま観光物産センター、春蘭亭、登米寺池城址公園、登米駒つなぎの広場、歴史資料館及び登米市高倉勝子美術館）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、登米市とよま観光物産センター条例（平成17年登米市条例第189号）第3条、登米市春蘭亭条例（平成17年登米市条例第190号）第3条、登米市公園条例（平成17年登米市条例第188号）第3条第1項、登米市歴史資料館条例（平成17年登米市条例第93号）第13条第1項及び登米市高倉勝子美術館条例（平成21年登米市条例第20号）第15条第1項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年12月2日提出

登米市長 熊谷盛廣

1 公の施設の名称

とよま観光物産センター
春蘭亭
登米寺池城址公園
登米駒つなぎの広場
歴史資料館（登米懐古館、警察資料館、教育資料館、水沢県庁記念館及び伝統芸能伝承館）
登米市高倉勝子美術館

2 指定管理者となる団体の名称等

（所在地） 宮城県登米市登米町寺池桜小路2番地1
（名称） 株式会社とよま振興公社
（代表者名） 代表取締役 鎌田 智之

3 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第 127 号

指定管理者の指定について（東和物産館及び東和活性化施設）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び登米市東和物産交流施設条例（平成17年登米市条例第191号）第3条の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年12月2日提出

登米市長 熊谷盛廣

1 公の施設の名称

東和物産館

東和活性化施設

2 指定管理者となる団体の名称等

（所在地） 宮城県登米市東和町米谷字福平191番地1

（名称） 株式会社みやぎ東和開発公社

（代表者名） 代表取締役 菅原文之

3 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第 128 号

指定管理者の指定について（もくもくランド）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び登米市もくもくランド条例（平成17年登米市条例第195号）第3条の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年12月2日提出

登米市長 熊谷盛廣

- 1 公の施設の名称
もくもくランド

- 2 指定管理者となる団体の名称等
（所在地） 宮城県登米市津山町横山字細屋26番地の1
（名称） 津山木工芸品事業協同組合
（代表者名） 理事長 佐々木 喜市

- 3 指定の期間
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第 129 号

指定管理者の指定について（登米市東和総合運動公園）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び登米市体育施設条例（平成18年登米市条例第54号）第15条第1項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年12月2日提出

登米市長 熊谷盛廣

1 公の施設の名称

登米市東和総合運動公園

2 指定管理者となる団体の名称等

（所在地） 宮城県登米市東和町錦織字雷神山15番地3

（名称） 錦織地域振興会

（代表者名） 会長 猪股 勇亀

3 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第 130 号

指定管理者の指定について（登米市道の駅三滝堂地域活性化施設）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び登米市道の駅三滝堂地域活性化施設条例（平成28年登米市条例第27号）第4条第1項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年12月2日提出

登米市長 熊谷盛廣

1 公の施設の名称

登米市道の駅三滝堂地域活性化施設

2 指定管理者となる団体の名称等

（所在地） 宮城県登米市東和町米谷字福平191番地1

（名称） 株式会社みやぎ東和開発公社

（代表者名） 代表取締役 菅原文之

3 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

議案第 131 号

指定管理者の指定について（登米市長沼ボート場クラブハウス）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び登米市長沼ボート場クラブハウス条例（平成30年登米市条例第27号）第14条第1項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年12月2日提出

登米市長 熊谷盛廣

1 公の施設の名称

登米市長沼ボート場クラブハウス

2 指定管理者となる団体の名称等

（所在地） 宮城県登米市迫町北方字天形161番地84

（名称） 長沼ふるさと物産株式会社

（代表者名） 代表取締役 尾形 忠藏

3 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

